

市町村森林整備支援事業実施要領

令和5年4月28日付け5森政第70号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、市町村森林整備支援事業補助金交付要綱（令和5年4月28日付け5森政第69号林務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施要件等)

第2 要綱第3第1項に規定する事業の種類ごとの実施基準等については、別表のとおりとする。

(事業計画)

第3 要綱第4に規定する事業計画については、市町村森林整備支援事業計画書（様式第1号）によることとする。

2 地域振興局長（以下「局長」という。）は、前項の事業計画が提出された場合は、林務部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

3 部長は、前項の規定による事業計画の協議があり、内容が適当と認められるときは、局長に同意するものとする。

4 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業計画の承認を行うものとする。

(内示)

第4 部長は、第3第3項により同意をする事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案して、局長に対し、補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の内示があったときは、補助事業者に対し、補助金額の内示をするものとする。

(補助金額)

第5 補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次により行うものとする。

$$\text{補助対象事業費（千円未満切捨）} \times \text{補助率} = \text{補助金額（千円未満切捨）}$$

2 事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を補助対象事業費とし、次の区分に応じてそれぞれ算出するものとする。なお、対象経費の間接費は、標準実施単価の37%を上限として計上できるものとする。ただし、市町村独自の基準等により積算する場合は、この限りでない。

(1) 直営により実施する場合

労務費の算出は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）

に基づくものとする。

(2) 請負に付して実施する場合

ア 設計によるもの

原則として別途定める標準実施数単価を根拠とする。ただし、市町村の定めによる基準等に基づき積算する場合は、この限りでない。

イ 見積りによるもの

現場条件などにより標準実施数単価による実施が困難な場合は、2者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

(3) 間接補助により実施する場合(要綱別表の4の(1)の力に係る場合に限る。)

間接補助に要した経費(間接補助事業者が補助対象事業費として計上できる経費は、別紙1のとおりとする。)

(補助金の交付)

第6 内示を受けた補助事業者は、市町村森林整備支援事業補助金交付申請書(様式第2号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、様式第3号により、補助金の交付を決定するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第7 補助事業者は、事業の実施に当たり次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)の適用を受ける森林では、伐採の届出又は許可申請などの手続を適正に行うとともに、市町村森林整備計画の機能区分に適合した施業を実施すること。また、他の法令の適用を受ける場合は、当該法令を遵守すること。
- (2) 所有者の同意を得るほか、事業の実施に当たって周辺の施設利用者や観光客等の安全の確保に万全を期すこと。
- (3) 長野県森林づくり県民税を活用した事業である旨の看板等を設置するなど、事業の普及啓発に努めるとともに、看板等を設置した場合には、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

(補助金変更交付等)

第8 補助事業者は、要綱第6第1項第1号に規定する変更(以下「重要な変更」という。)をする必要が生じたときは、市町村森林整備支援事業変更計画書兼補助金変更交付申請書(様式第4号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の申請があり、必要と認めた場合には、様式第5号により部長に協議を行い、部長はやむを得ないと認めた場合は、様式第6号により同意するとともに、必要に応じ補助金の変更内示をするものとする。

3 局長は、前項の同意があった場合は、補助事業者に変更の承認をするとともに、

必要に応じ補助金の変更交付決定（様式第3号）を行うものとする。

- 4 補助事業者は、第1項に規定する重要な変更以外の変更が生じた場合には、市町村森林整備支援事業変更届（様式第7号）を局長に提出するものとする。
- 5 局長は、前項の報告により補助対象経費に変更がある場合には、補助金の変更交付決定（様式第3号）を行うとともに、速やかに部長に報告するものとする。

（交付決定前着手）

第9 補助事業者は、第6第2項の補助金の交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、第3第1項の事業計画が局長に提出された後であって、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けること。
 - (2) 他の事業に関連し、交付決定前に着手する必要があること。
- 2 補助事業者は、交付決定前着手を必要とするときは、市町村森林整備支援事業交付決定前着手協議書（様式第8号）を局長に提出するものとする。
 - 3 局長は、前項の協議書の提出があり、第1項ただし書に該当し、適當と認めるとときは、様式第9号により同意するものとする。

（中止等）

第10 補助事業者は、要綱第7の規定により補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、市町村森林整備支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、市町村森林整備事業期間延長承認申請書（様式第11号）を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じ調査を行い、調査の結果、第6第2項の規定により交付決定した補助金額の変更が生ずる場合は、調査結果を付して部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は第6第2項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合は、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

（実績報告）

第11 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第9の規定により市町村森林整備支援事業実績報告書（様式第12号）を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の実績報告書の提出があったときは、職員を指定して、現地調査及び次に掲げる書類の調査を行うものとする。

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 契約、支払い関係書類
- (3) その他必要と認められる書類

3 局長は前項の調査を行ったときは、市町村森林整備支援事業調査調書（様式第13号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定）

第12 局長は、第11第2項の調査の結果に基づき、補助金の額の確定（様式第14号）をするものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の千円未満を切捨て、補助率を乗じて算定するものとする。

（補助金の請求）

第13 要綱第10に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、市町村森林整備支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第15号）を局長に提出するものとする。

2 補助金の概算払いの請求は、事業の出来高に対応する補助金相当額の10分の9以内の額とする。

（実施報告）

第14 局長は、補助金支払い完了後、市町村森林整備支援事業実施報告書（様式第16号）を事業実施の翌年度の5月10日までに、部長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

別表

事業の種類	対象森林又は対象木	実施基準	備考
ライフライン等の保全対策	<p>森林法第2条に規定する森林であって、次の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等から樹高の概ね2倍の距離（ただし、保全対象に被害を及ぼす恐れがあり、特に局長が必要と認めた場合はこの限りでない。）までの森林 ・ 原則として、過去に信州の森林づくり事業（みんなで支える里山整備事業）のうち、ライフライン等保全対策により処理を行っていない箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象森林のうち、倒木時にライフライン等に影響を及ぼすものであって、枯損や樹幹の傾き、腐朽、損傷など倒木の危険性が高い木竹を選木し処理を行うものとする。 ・ 当該事業を実施しようとする市町村長は、予め現地調査等を行い、保全対象となるライフライン等の管理を行う者と実施区域や実施内容、実施時期など必要な事項の調整を行うものとする。 ・ 伐採後の処理等における補助対象経費については、原則として搬出集積までとする。 	
観光地等の景観整備	<p>森林法第2条に規定する森林であって、その場所が次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地等の不特定多数の利用者が訪れる場所（過去に観光地等魅力向上森林景観整備事業を実施した森林に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱別表の2の(2)及び(3)について、支障木等は単木単位とし、守るべき景観が同一のものを1施行地とする。 	

		<p>係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上信越自動車道、中央自動車道及び長野自動車道の沿線で、松くい虫等による被害木が全面に及んでいる場所 		
緩衝帯の整備		<p>森林法第2条に規定する森林であって、野生鳥獣の生息地と集落等の間に位置し、整備後の維持管理を含めて関係者の合意形成が図られている森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 施行地の面積は 0.1ha 以上を補助対象事業とする。なお、1 施行地とは、原則として連続する区域とする。 対象森林のうち、鳥獣の移動経路や潜み場となる森林において、不用木及び下層植生の除去並びに伐採木の整理を行うものとする。 緩衝帯の幅（集落等からの奥行）は、概ね 10m 以上とする。 	第11第2項第3号に規定する書類は別紙2のとおりとする。
森林の病害虫被害対策	枯損木の利活用	<p>森林法第2条に規定する森林であって、その樹木が次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫被害により枯損及び衰弱したアカマツ カシノナガキクイムシにより枯損及び衰弱した広葉樹 	枯損木を抾伐的に処理することを原則とする。ただし、枯損木が衰弱木・健全木と混交している場合においては、面的な対策として枯損木と衰弱木等とを同時に処理できるものとする。	

	森林外 被害木処理	森林法第5条に規定する地域森林計画対象森林以外の森林で発生した松くい虫被害木。ただし、個人宅敷地内、会社・工場等の敷地内、鉄道敷、国・県が管理する道路、河川等の敷地内における被害木は、対象外とする。	松くい虫被害の拡大を防止する観点から、実施箇所が分散し広範囲にわたる場合であっても、実施単位を1施行地とすることができる。	
	未被害市町村 被害木処理	松くい虫被害の未被害市町村（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の10第1項の規定による地区実施計画が策定された市町村以外の市町村）における被害木		

森林の病害虫被害対策

森林の病害虫被害対策のうち、枯損木利活用において、市町村が間接補助を行う場合の間接補助事業者が補助対象事業費として計上できる経費は、次のとおりとする。

- (1) 実行経費には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまか
なわれるか否かや、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算する
ことができる。
- (2) 実行経費の構成は、次のとおりとする。
- ア 直接費
- (ア) 資材費
事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運
賃、荷造費等
- (イ) 労務費
事業の実行に直接必要な労務賃金
- (ウ) 機械経費
事業の実行に必要な機械器具の使用に要する費用
- イ 共通仮設費
- (ア) 運搬費
事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要す
る費用
- (イ) 準備費
事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、
伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの
- (ウ) 安全費
事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全
衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用
- (エ) 役務費
土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、その他事業の実行に
必要な役務に要する費用
- (オ) 営繕費
事業の実行に必要な現場事務所、労働者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に
要する費用、労働者の輸送に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要す
る費用、その他事業の実行に必要な営繕等に要する費用
- (カ) 測量設計費
事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

ウ 間接費

実行経費に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

(ア) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部又は全部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

また、現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、直接費と共に仮設費の合計の20.0%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

a 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- (a) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (b) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (c) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (d) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (e) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

b 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

c 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課 ((2) のアの(ウ)に掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。)

d 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料 ((2)のウの(イ)に掲げる社会保険料等に含まれる社会保険料及び (2) のアの(ウ)の機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。)

e 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運

転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)

f 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額 ((2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。)

g 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

h 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

i 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(イ) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共）等）の掛金とする。

また、社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に応じ表 1 に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、直接費と共通仮設費の合計に表 2 に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

区分	加入している場合の点数	
労災保険	6点	
雇用保険	1点	
健康保険	5点	
厚生年金保険	10点	
退職者共済制度	中小企業退職金共済制度以外 中小企業退職金共済制度	2点 3点

(表2)

区分	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	9%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	17%

別紙2

緩衝帯の整備

第11第2項第3号に規定する書類として、実測図を作成し、実績報告の際に添付するものとする。また、原則として実測図のシェイプファイル又は測量野帳のエクセルファイルをあわせて提出するものとする。

(1) 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

(2) 測量

ア 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると併に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

イ 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。

ウ 実測野帳は、所定の様式又はこれに準じたものを使用すること。

エ 補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。

オ 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道を含む。）、岩石地、崩壊地等の不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

(3) 作図等

ア 縮尺は、1施工地1ha未満の事業地にあっては1,000分の1、1ha以上の事業地にあっては3,000分の1を標準とする。

イ 面積の算出はプラニメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。

ウ 前項（2）のオの除地については、集計ごとに小数点第3位以下を切上げて、事業施行地全体の面積から控除する。